

認を経て成立する。市会は市職員が起こした行為に関する訴えを聞く準司法的役割も担っている。市会は住宅と再開発機関としての役割ももっている。市会議員はその他にも各種委員会や政府間機関の委員などを務める。市会は毎週水曜日の3時30分から開かれ、5時30分から公開される。市会は条例、財産取得、公共料金、予算などについては公開が義務付けられており、他の問題は必要があれば公開とされる。

4. おわりに

「何でも見てやろう」精神でアメリカの地方自治に迫ろうとしたが、群盲象を撫でるの例え通りで、表面を一部触っただけで終わってしまった。しかし、当初考えていたよりはアメリカの地方自治体は制度としては相違点よりも共通点のほうが多いようにも思われる。我々がアメリカの自治制度・精神から学ぶべきものは何か、今後とも考えていくことをこのレポートの残された課題としたい。

註

- (1) A・トクヴィル 井伊玄太郎訳『アメリカの民主政治 上』(講談社、1987年) 26頁。
- (2) トクヴィル、前掲書、82頁～83頁。
- (3) 野村達郎編著『アメリカ合衆国の歴史』(ミネルヴァ書房、1998年) 9頁～11頁。
- (4) 1791年に成立した合衆国憲法第10修正では、「この憲法によって合衆国に委任されず、また州に対して禁止されていない権限は、それぞれの州または人民に留保される」と規定されている。
- (5) William A McClenaghan, American Government, 2000, pp. 654 - 669.



サンフランシスコ シティホール



サンフランシスコ市長室
ニーディア・ゴンザレスさん